（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一第二面10欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、ニの次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）

【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）

【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）

【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）

別記様式第一注意3⑬中「部分」の下に「、ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意3中⑮及び⑯を削り、同注意3⑰中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の5分の1を」を「にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の5分の1の」を「にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の5分の1を」を「にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た」に改め、同注意3中⑰に次のように加える。

(1)　自動車車庫等の部分　5分の1

(2)　備蓄倉庫の部分　50分の1

(3)　蓄電池の設置部分　50分の1

(4)　自家発電設備の設置部分　100分の1

(5)　貯水槽の設置部分　100分の1

別記様式第一注意3中⑰を⑮とし、同注意3⑱中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意3中⑱を⑯とし、⑲を⑰とする。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第三条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二第二面10欄中トをルとし、くをヌとし、ホをリとし、ニの次に次のように加える。

【ホ．備蓄倉庫の部分】（　　）（　　）

【ヘ．蓄電池の設置部分】（　　）（　　）

【ト．自家発電設備の設置部分】（　　）（　　）

【チ．貯水槽の設置部分】（　　）（　　）

別記様式第二注意3⑬中「部分」の下に「、ハ」に共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ニ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ホ」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「ヘ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「ト」に自家発電設備を設ける部分、「チ」に貯水槽を設ける部分、「リ」に住宅の用途に供する部分のそれぞれ」を加え、同注意3中⑮及び⑯を削り、同注意3⑰中「ヘ」を「ヌ」に、「ト」を「ル」に、「ニ」に記入した床面積（この面積が」を「ニ」から「チ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(5)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、」に、「の5分の1を」を「にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た面積を」に、「の5分の1の」を「にそれぞれ(1)から(5)までに定める割合を乗じて得た」に改め、同注意3中⑰に次のように加える。

(1)　自動車車庫等の部分　5分の1

(2)　備蓄倉庫の部分　50分の1

(3)　蓄電池の設置部分　50分の1

(4)　自家発電設備の設置部分　100分の1

(5)　貯水槽の設置部分　100分の1

別記様式第二注意3中⑰を⑮とし、同注意3⑱中「ト」は」を「ル」は」に改め、同注意3中⑱を⑯とし、⑲を⑰とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○厚生労働省告示第五百十四号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年九月二十一日から適用する。ただし、様式第一号（裏面）の改正規定は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日から適用する。また、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件に規定する様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十四年九月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

様式第一号（裏面）を次のように改める。

様式第１号（裏面）

労働者災害補償保険法（抄）

第四十八条　行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、当該職員に、適用事業の事業場、労働保険事務組合若しくは第三十五条第一項に規定する団体の事務所、労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。